

本邦における漢語の意味用法の変化

——固有名詞出自漢語を例として——

原 卓 志

中国と本邦との交流の長い歴史の中で多くの漢語が本邦に伝えられ、国語の中に定着して来た。そして国語の中に漢語が定着してゆく中で様々な漢語の国語化の現象があらわれてくるのである。その代表的なものを音韻面から挙げるならば、(1)漢語の音便化(「椀子」)、(2)母音の長母音化(「屠蘇」)、(3)韻尾(「ロ」)の脱落(「案内」)等があり、文法面から見ると、(4)漢語の活用(執念し、装束く)、(5)漢語サ変動詞、漢語形容動詞の成立等を挙げる事ができる。又、意味用法面から見ると、本来中国において用いられていた所の意味が、日本で転じたものが挙げられ、更に多くの和製漢語が生み出されているのである。

これまで多くの先学によって先掲の(1)～(5)の諸問題について研究の成果が報告せられているが、意味用法面からの研究についての報告は少ない。本稿ではこの漢語の意味用法面に着目し、中国にはなかった意味用法が本邦において成立するという問題について考察してみたいと思う。しかし、一度に本邦に伝えられた漢語全体を対象に考察することは困難である。その上、中国で使用されていた本来

の意味用法を本邦で変じさせている漢語の中でも、その変化の様相は様々であり、それらの漢語を同列に論ずることも困難であろうと思われる。そこで、その変化の様相を同じくするいくつかの漢語を取上げることにしてみたい。

二

盗賊異名である「白波」が本邦独自の意味用法であり、中国においては固有名詞(地名)の用法と文字通りの「白い波」という意味の普通名詞の用法に限定されると考えたことがある。そして、盗賊異名として本邦で使用され始めるのは平安時代中期頃と推定した。本稿では、これを承けて考察の対象とする漢語を設定してみたいと思う。

「白波」という盗賊異名の特徴は、先ず、後漢末の黄巾の乱の残党が白波谷に拠って周辺を荒したという後漢書に記載されたような故事を有するという言語外の背景を持つことと、もともと「白波谷」という固有名詞(地名)であって、賊を意味するために「白波(之)賊」と句の形式で表現されていたものであるが、本邦において形態上「(之)賊」が省略され、意味の上では「(之)賊」が包

撰されて、盜賊異名としての「白波」が成立しているという点である。本稿ではこのような特徴を有する漢語を考察の対象として取上げてみたいと思う。

色葉字類抄聲字部に登載された漢語の中には「——名」と注記されたものが存する。又、これら聲字部において「——名」と注記された漢語が、各々「——名」の「——」に当る掲出語の下に小書されているということは相坂一成氏の指摘せられたところである。それらの漢語は別名と呼ばれていたと考えられ、今本稿に言う異名に当り、これら別名が中国の文献にその典拠を多く求め得るものであることは別に述べたことがある。この別名を取上げるならば「白波」の特徴の第一である中国の文献に故事、典拠を求め得るといふ言語外の背景と同じ条件を満たすことができるのである。これによって本稿において、色葉字類抄に登載された別名の中から、元來固有名詞であるものを任意に抽出し考察することにする。

対象とするものは「蓋嶺」「銅山」「洛川」「蜀江」の四語とした。色葉字類抄には次のように記載される。

○蓋嶺 カイレイ

(上10オ5・聲字、「蓋」に去声点、「嶺」に上声点あり)

○泉 セン イツ、舒 蓋嶺、台山

(上2ウ3・地儀、「泉」「舒」「姑」に平声点あり)

○銅山 トウサン

(上63オ1・聲字、「銅」に平声点、「山」に平声濁点あり)

○洛川 ラクセン 婦人名

美婦人 洛川 西施 緑珠

(下92ウ3・人倫、「西」「施」「珠」「川」に平声点、「緑」「洛」に入声点あり)

○蜀江 シヨクカク

(下85オ4・聲字、「蜀」に入声点、「江」に平声点あり)

三

(1) 蓋 嶺

「蓋嶺」は安徽省石埭県の南にある蓋山という山のことである。山麓に舒姑泉という有名な泉が涌出していることが知られている。色葉字類抄で泉の別名(異名)として登載されるのはこのためであると考えられる。但し「蓋嶺」の形では私に調査し得た中国文献には見出せない。「蓋山之泉」という形では劉峻の書がある。次に掲げる。

○重答劉秣陵沼書一首 劉孝標

冀東平之樹望成陽而西眺、蓋山之泉聞絃歌而赴節

(文選卷第四十三)

「蓋山之泉聞絃歌」という表現について李善は宣城記を引用して注している。

○善曰宣城記曰、臨城東南四十里、蓋山高百許丈、有舒姑泉、昔有舒氏女、與其父析薪此泉處、坐牽挽不_レ動、乃還告家、比還唯見清泉湛然、女母曰、吾女本好音樂、乃還歌、泉涌廻流、有朱鯉一雙、今作樂嬉戲、泉固涌出也。

文選の本邦への伝来が何時であったのかは定かではない。しかし、聖徳太子の十七条憲法の第五条が李康の「運命論」を基にしたとの論があり、更に正倉院文書の中にも文選に関する資料があるという報告もなされている。それらによって文選は奈良時代天平年間には

盛んに詠まれていたことが知られる。又、宣城記による舒姑泉の故事は芸文類聚水部にも著録せられている。芸文類聚が日本書紀に引用されることは既に先学の指摘がある。この文選、芸文類聚のどちらの文献によったものなのか、又、更に他の文献によったものなのか俄かに断ずることはできないが、蓋山々麓にある舒姑泉の故事を踏まえて本邦で作られた詩文に次のものが見出せる。

○蓋山嶺之泉カキ・聴鳴キキ絃セ而忽涌ニワキ・石門之水懸曝ハ布而潭飛セ。

（久遠寺藏本朝文粹卷第三「弁山水」文章得業生正六位上大江澄明対）

○清泉白石思優哉。便識夏中寒氣來。蓋嶺披襟看赤日。穀山卷レ簾掃レ青苔。（群書類従本殿上詩合「泉石夏中寒」右衛門権佐藤原隆方）

前者は中国の典故をそのままに踏まえており、舒姑泉を言うのに「蓋嶺之泉」と表現している。後者は舒姑泉を山麓に有する蓋山では夏でも涼しい事を述べたものである。言うまでもなく両者に用いられる「蓋嶺」は「蓋山」を指す固有名詞であり、「蓋嶺」そのもので「泉」を意味するものとは認め難いのである。先掲のように色葉類抄では「泉」の別名（異名）として「蓋嶺」を掲げている訳であるが、この二例はその例に当らぬものであり、中国における本来の用法に適用ものであると考えられる。

別名（異名）として「蓋嶺」のような図式を当てることができる「蓋嶺」の用法を見るに、これまでに一例だけであるがそれにかかる例を見出した。次に掲げる。

○謂イフニ其効驗ケイケン如鏡谷之取声色カセイソク論レハ其感応類カウレイス蓋嶺之起キ絃歌ケンカ（六地藏寺本江都督納言顯文集卷第一「八幡御塔」

「蓋嶺之起絃歌」という表現はまさに中国文献における舒姑泉の故事を踏まえたものであると考えられる。この部分が「鏡谷之取声色」と対を成している所から誤写誤脱によって「泉」が落ちたものとも考えられない。故事によれば絃歌によって湘き起ったのは泉であるから、この例も「蓋嶺」という山そのものが湘き起るのではなく、蓋嶺山麓の舒姑泉が絃歌に湘き起ると解釈されるべきである。つまり、この例における「蓋嶺」とは形態面から見ると「蓋嶺之泉」の「之泉」が省略されたものであり、意味の上では「蓋嶺」に「之泉」が包摂されたものである。そして、元来「蓋嶺之泉」と句形式で表現されていたものが「蓋嶺」一語によって表現されているのである。

この願文は天永元（一一一〇）年作である。

(2) 銅山

「銅山」については史記、吳王濞列伝に、

吳王濞者、高帝兄劉仲之子也。（中略）会孝惠・高后時、天下初定、郡國諸侯、各務自拊循其民。吳有豫章郡銅山。濞則招致天下亡命者、益鑄錢、煮海水為塩。以故無賦、國用富饒。

とあるが、別に漢書佞幸伝中の鄧通の故事にも「銅山」に関する逸話がある。次に掲げる。

鄧通蜀郡南安人也。以濯船為黃頭郎。文帝嘗夢欲上天、不能、有一黃頭郎推上天、願見其衣尻帶後穿。覺而之漸台、以夢中陰目求推者郎、見鄧通、其衣後穿、夢中所見也。召問其名姓、姓鄧、名通。鄧猶登也。文帝甚說、尊幸之、日日異。通亦愿謹、

不好外交、雖賜洗沐、不欲出。於是文帝賞賜通鉅萬以十數、官至上大夫。文帝時、如通家游戲、然通無他伎能、不能有所薦達、獨自謹身以媚上而已。上使善相人者相通、曰當貧餓死。上曰能富通者在、何說貧。於是賜通蜀嚴道銅山、得自鑄錢。鄧氏錢布天下、其富如此。

果して、色葉字類抄が別名として掲げる「銅山」がどちらの故事に基いたものなのか即断しかねるが、これら色葉字類抄に登載された別名が、初学記のような類書と密接な関係を有するとするならば、初学記富部事対に漢書佞幸伝を引いていることから推して後者の故事を踏まえたものであると考えられる。

ところで、この場合の「銅山」が地名(山名)として固有名詞であると認め得るかどうかが疑問が残る。或いは銅を産する山という意味で普通名詞であるとも考え得るのであるが、今は便宜上大漢和辞典に従って山名と解しておく。

中国における「銅山」の用例として白楽天の「贈友五首」のうち第三首が挙げられる。

私家無錢鑪_一平地無銅山_一

胡為秋夏稅_一 歲_一輸銅錢_一

又、吳王濞の故事を踏まえたと考えられる「銅山」の例として鮑明遠の「蕪城賦」中に使用されたものが見出せる。参考までに掲げる。

当昔全盛之時_一(中略) 孳_一貨_一塩田_一 鑄_一利銅山_一

(文選卷第十一所収)

漢書の本邦への伝来も古く、史記等と同じく奈良時代には広く読まれていたと考えられ日本書紀の記述の中にも漢書の表現によったと考えられるものがあることは夙に指摘せられている。

本邦において故事を踏まえて使用された「銅山」の用例は、次の二例を見出すことができる。

○粟_一陀_一形_一容_一常_一失_一理_一願_一私_一行_一操_一豈_一忠_一 [登_一高_一] 只是銅

山_一動_一 在_一下_一猶_一因_一金_一穴_一空_一 (久遠寺藏本朝文料卷第十

二) 秋_一夜_一書_一懷_一皇_一語_一文_一兼_一南_一隣_一源_一處_一士_一 藤原_一崇_一海_一

○以_一功_一德_一普_一皆_一廻_一向_一銅_一山_一順_一風_一之_一語_一乎_一日_一月_一俱_一懸_一花_一封_一

乘_一雲_一之_一拜_一迎_一春_一秋_一永_一富_一 (六地藏寺藏本江都督納言願文

集卷第六「為孝妣千日誦」)

前者は、宮廷において高位に登ることができるとはひとえに金銭あるが故であり、下位に沈んでいるのは金銭なきが故であるという意味である。この例では「銅山」を單純に固有名詞として使用しているとは考えられないし、さりとて銅を産する山という普通名詞として解釈するのも困難である。後者は、永く富裕であることを願う場面で「銅山」が使用されており、前者と同様に固有名詞や銅を産する山の意の普通名詞としては解釈できないように思われる。この「銅山」の場合は、先の「白波」や「蓋嶺」の場合のように形態上の省略を直接用例を用いて指摘することはできない。「銅山之富」「銅山之利」「銅山之財」等の用例を確認することが急がれるが、これらの用例を仮定した場合、右の二例は「銅山」に「之富」「之利」等が意味的に包摂されたものと考えることができであろう。前者は藤原崇海の作であるが、彼がどのような人物であるのかは不明である。しかし、この落書の内容から平安時代中期の詩人と考えられている。後者は天永二(一一一一)年七月の作である。

(3) 洛川

「洛川」は「洛水」のことであり、陝西省維南県の家嶺山に源を發し、黄河に入る川である。色葉字類抄で（美）婦人の別名とされている「洛川」の典故は初学記美婦人部事対に記載せられるように、文選卷第十九所収、曹子建の「洛神賦」であると考えられる。次に引用する。

黄初三年、余朝_レ京師、還_レ濟洛川。古人有言。斯水之神、名曰_レ宓妃。感_レ宋玉對_レ楚王_レ說_レ神女之事、遂作_レ斯賦。其辭曰、

余從_レ京域、言_レ歸東藩。背_レ伊闕、越_レ轅轅。經_レ通谷、陵_レ景山。日既西傾、車殆馬煩。爾迺稅_レ駕乎衡阜、秣_レ駒乎芝田。容_レ與乎楊林、流_レ眇乎洛川。於是精移神駭、忽焉思散。俯則未_レ察、仰以殊_レ觀。略_レ麗人、于_レ巖之畔。酒援_レ御者_レ而告之曰、爾有_レ觀_レ於彼者乎。彼何人斯、若_レ此之麗也。御者對曰、臣聞_レ河洛之神、名曰_レ宓妃。然則君王所_レ見、無_レ迺是乎。其状若何。臣願聞_レ之。

余告之曰、其形也、翩若_レ驚鴻、婉若_レ遊龍。采_レ暉秋菊、華_レ茂春松。髣髴_レ兮若_レ輕雲之蔽_レ月、飄飄_レ兮若_レ流風之廻_レ雪。遠而望_レ之、皎若_レ太陽升_レ朝霞。迫而察_レ之、灼若_レ芙蓉出_レ渌波。

洛川の神宓妃の美しさから「洛川」が（美）婦人の別名として色葉字類抄に登載されたものと考えられる。中国文献において使用される「洛川」は川の名という固有名詞の用法であり、（美）婦人と言う時には次に掲げるように「洛川神」、つまり「洛川の神のよう

な美婦人」と表現しているようである。

○不信巫山女。不信洛川神。何関別有_レ物。還是傾城人。經_レ共_レ陳王戲、曾與_レ宋家隣。（玉台新詠卷第八「敬調劉長史詠名士悅傾城」劉綏）

○錦額簾高捲、銀花盞優慢。勸管_レ光_レ秣酒、許看_レ洛川神。（白楽天「題周皓大夫新亭子二十二韻」）

本邦ではこの曹子建「洛神賦」を踏まえて次の諸例のように「洛川」を使用した表現が見られる。

○春園桃李肉眼眩。秋水桂光幾醉嬰。楚澤行雲无_レ復有。洛川廻雪重_レ還輕。封著_レ狂_レ迷_レ三界熾。能_レ觀_レ不_レ取_レ法身清。（日本古典文学大系本統性靈集補闕抄卷十「詠十喻詩」）

○幽閨人。粧梳早。正是寒食節。共_レ憐_レ鞦韆好。長繩高懸_レ芳枝。窈窕_レ翩_レ々_レ仙客姿。玉手争_レ来_レ互相推。纖腰結束如_レ鳥飛。初疑_レ巫嶺行_レ雲度。漸似_レ洛川廻_レ雪散。春風吹_レ休_レ体自輕。飄_レ々_レ空裡無_レ厭_レ情。（群書類從本経国集卷第十一「雜言 鞦韆篇一首」太上天皇）

○光照_レ麒麟_レ劍_レ。香蕉_レ鴛鴦_レ被_レ。巫峽_レ行_レ雲恒_レ在_レ襟上。洛川廻_レ雪常_レ處_レ袖中。（東京大学本「玉造小町形哀記」「袖」字右「シウ」ノ右傍ニ仮名「ノ」アリ。声点省略。）

これらは美婦人を形容するために「洛川廻雪」と表現する。まさに曹子建「洛神賦」の「飄飄兮若流風之廻雪」という部分を踏まえたものである。又、美婦人を洛川の神にたとえて「洛川之姫」とするものがある。これは中国文献における「洛川神」に通ずるものである。

承_レル如_レ（ク）ハ、西_レ施_レカ_レ之_レ類_レ貴_レ殿_レ侯_レス者_レリ、平_レ山_レノ神、

洛川ノ「之」姫、猶赫シヤ面ニ（ス）可シト云々。（雲州往来下
74才6）

これら本邦における「洛川」の例は総て固有名詞としての用法であつて、色葉字類抄に掲げられるような（美）婦人の別名としての用法ではない。「洛川」が川の名という固有名詞以外に用いられるものは、寛和元（九八五）年六月に作られた慶滋保胤の「為二品長公主四十九日願文」の中に見られる。

公主・春秋十有一五ニシテ初メテ入セリ内ト一ク咲タヒユム再タヒカ願ヘリ・既ニ是
羅山ノ之レ舊ク容ヲ・玄ニ對シ翠ヲ娥ヲ・莫シ不ク云コト洛川ノ之レ麗ク質ナラ。（久遠寺藏
本朝文粹卷第十四）

十五歳で入内した内親王の美しさを述べた部分であり、髪、眉の様子を彼の美婦人として有名な洛川の神の如しと言う。この場合、「洛川」は、川の名という固有名詞として用いられているのではなく、「（美婦人で有名な）洛川の神」という意味で用いられているのであると考えられる。但し、この例をそのまま美婦人の別名（異名）として「洛川ニ美婦人」の図式に当る用法であるとは認め難い。そして「洛川ノ美婦人」とする用例も見出し得ていないのである。しかし、別名（異名）ということを離れて考えるならば、これまで述べてきた例と同じく、形態の上では「洛川（之）神」或いは「洛川ノ姫」の「（之）神」「（之）姫」が省略されたものであり、意味的には「（之）神」「（之）姫」が「洛川」に包摂されたものであると考えられる。

(4) 蜀 江

白氏六帖事類聚錦部に「蜀有濯錦江」とあるように、蜀の地（四

川省）にある川の名を「蜀江」という。蜀の人々はこの川に糸をさらして錦を織る。このことから特にこの蜀の地で織った錦を「蜀錦」という。

繰レ絲須レ長不須レ白。越羅・蜀錦金粟尺。（杜甫「白絲行」）
色葉字類抄では錦の別名（異名）として「蜀江」を掲げるが、中国文献には固有名詞の用法しか見られず、錦の意味で使用される時には右に掲げた杜甫「白絲行」のように「蜀錦」という形で用いられるようである。

本邦でも蜀と蜀江とは関連づけて表現されることが多いが、「蜀江」は固有名詞として使用されるのが主で、錦を言うには「蜀江（之）錦」と表現する。次に掲げる。

○不ニ尋メ美錦於蜀江之水ニ・何見ル榮爛之清一文ニ。（久遠寺藏本
朝文粹卷第八「沙門敬公集序」源順）

○暖露濕。暮雨濕。如濯蜀江之晝浪ニ。五彩新。九文新。（新訂
増補国史大系本朝統文粹卷第九「七言暮春侍御史大書閣同賦
花開皆錦ニ隨心教詩一首」文章博士善滋為政）

○彩軼煎。錦一出ニ。蜀江之春波。（六地蔵寺本江都督納言願
文集「同（白河）院金泥一切経供養御願文」）

○林花多落積沙濱ニ。浮水輕醜神也神。巴峽紅粧流不盡。蜀江
錦彩濯彌新。（群書類従本法性寺関白御集「浮水落花多」）

○沈紫檀以下唐木厨子数脚在之。其内所納者。牛玉。犀角。象牙
牙笛。水牛角。紺瑠璃等笏。金香。玉蟠。金花鬘。以玉鑄之。
蜀江錦直垂。不縫帷。金造鶴。銀造猫。瑠璃燈炬。南庭百
各盛。等也。（新訂増補国史大系吾妻鏡、文治五年八月二十二
日）

○綺羅充滿して、堂上花の如し。軒騎群集して、門前市をなす。

揚州の金、荊州の珠、呉郡の綾、蜀江の錦、七珍万宝一として
闕たる事なし。(日本古典文学大系本平家物語「吾身榮花」)

これらに見られるような「蜀江」の固有名詞としての用法の他に
次に掲げるような例がある。

蜀鏡シウカミ 中楚山之簪ノニツサン 文君衣上マユニツツカモノ 蜀江之色ヘニシヨウカウ 漸寒ロクケムシ (六地蔵
寺本江都督納言願文集卷第五「願季卿室千日講結願々文」)

これは天承元(一一三一)年作の願文の一部であり、その内容は藤
原願季の妻がその一門の榮華を述べた後、年月を経た今は歳をとっ
てしまったと言ふ場面である。この部分は「鏡の中の自分の顔には
老いが目立ち、若い頃着ていたきらびやかな錦の衣装も色あせてき
た。」という意であろうか。つまり、ここに用いられた「蜀江」は
固有名詞ではなく「蜀江之錦」の意味であると考えられる。形態の
上では「蜀江之錦」の「之錦」が省略され、意味的には「之錦」が
「蜀江」に包摂されたものであると考えられる。

四

これまでに「泉」「富」「美」婦人」「錦」の各々別名(異名)
として色葉字類抄に登載された「蓋嶺」「銅山」「洛川」「蜀江」
の各語について検討を加えてきた。この中で「洛川」は「(美)婦
人」の別名(異名)として「洛川」(美)婦人」という図式に当る用
法を見出すことができなかった。しかし、四語とも中国文献におけ
る用法では固有名詞の用法しか見出されなかったのに対して本邦で
は形態上、意味上の変容が見出されるのである。今、くり返しまと
めるならば次のようになる。

△形態▽

- 蓋嶺之泉→蓋嶺(「之泉」の省略)
 - (銅山之富)→銅山(「之富」の省略)
 - 洛川之神→洛川(「之神」の省略)
 - 蜀江之錦→蜀江(「之錦」の省略)
- △意味▽
- 蓋嶺之泉→蓋嶺(「之泉」の包摂)
 - (銅山之富)→銅山(「之富」の包摂)
 - 洛川之神→洛川(「之神」の包摂)
 - 蜀江之錦→蜀江(「之錦」の包摂)

このように、ここで検討を加えた四語は形態、意味の両面におい
て共通の変化をなしているのである。しかし、この変化は本来の固
有名詞の意味用法をそのまま残し、句形式で表現されていたものが
ある時期を画して形態上の省略、意味上の包摂がなされ、句形式の
表現にとってかわったというものではない。時代を通して本来の
固有名詞としての用法は行われており、句形式の表現が行われてい
る、その中にあらわれているのである。

さて、以上色葉字類抄に別名(異名)として登載された漢語を取上
げて検討を加えてきたが、問題を更に広げて考えてみたいと思う。
これまでに述べたような、本来固有名詞として使用されていて、
特定の意味をあらわすためには句形式の表現がとられるはずの漢語
が形態上の省略、意味上の包摂によってその意味用法を變ずるのは
所謂異名(別名)に限ったものであるのかどうかという点について
考察する必要があるかと思われるのである。言葉を変えて言うくと、
本来固有名詞として使用されている「A」という漢語を用いて、あ

る特定の意味を「A之B」という句をもって表現していたものが、形態上「之B」の省略、意味上「之B」の包摂という変化によって、「A」そのもので「A之B」という意味で使用されるようになるということが、独り異名（別名）といういわば特殊な漢語に限られるのではなくて、本邦における漢語の意味用法の変化のひとつの型としてとらえられないのかという問題なのである。

この観点に立ち、次に「会稽」という漢語を取上げて少しく検討してみたいと思う。

五

「臥薪嘗胆」で有名な中国春秋時代の呉王夫差と越王勾踐との戦いは更に「会稽の恥を雪ぐ」という言葉をも生み出している。

先に父闔廬を勾踐のために失った夫差は越を討とうと日夜兵を勅す。それを耳にした勾踐は呉の起つ前にこれを討たんとして范蠡の諫めも聞かず出兵する。しかし、夫差によって夫椒に破れ、会稽山に閉まれ絶体絶命の窮地に陥る。勾踐は夫差の臣となるという屈辱の末赦される。勾踐は国に帰ってからその恥辱を報せんがため、胆を嘗めて時を待ち遂に呉を討つ。史記卷第四十一、越世家の中からいくつか関連する記述を掲げる。

○越王乃以餘兵五千人保棲於会稽。呉王追而围之。

○呉既赦越、越王勾踐反国。乃苦身焦思、置膽於坐、坐臥即仰膾、飲食亦嘗膽也。曰「女忘会稽之恥邪。」身自耕作、夫人自織、食不加肉、衣不重采、折節下賢人、厚遇貧客、振貧弔死、與百姓同其勞。

中国の詩人達は多くの詩文の中にこの呉王夫差と越王勾踐の興亡

を踏まえた表現を用いている。次に六朝時代の文選と唐代の李白の詩の中から引用する。

○昔范蠡不_レ殉_二会稽之恥_一、曹沫不_レ死_三三敗之辱_一。（文選卷第四十一「答蘇武書」李少卿）

○勾踐有_二種蠶漂庸_一、剋_二滅盟呉_一、雪_二会稽之恥_一。（文選卷第五十四「子講德論一首」王子淵）

○元惡皆滔天。疲人散_二幽草_一。驚川無_二活鱗_一。華邑罕_二遺老_一。誓_レ雪_二会稽恥_一。將_レ奔_二宛陵道_一。（贈從孫義興宰銘「李白」）

三例とも「会稽（之）恥」或いは「雪_二会稽（之）恥_一」という表現をとっている。このうち文選の二例は直接呉王夫差、越王勾踐の事を言うのに対して李白の詩は異なる用法である。この詩は李白の従孫（兄弟の孫）、義興県の県令である李銘に贈ったものである。その中で先ず彼の文才等の才能の類稀なることを述べ、未だ一度も会っていない事を遺憾であるとした後、先掲の文を連ねている。これは上元年間の劉展の乱の事を言うものである。乱の余波を被り、人々が逃げ去り一邑の中に老人さえも居なくなってしまった時、彼李銘は会稽の恥を雪ぐことを誓って宛陵に走ったというのである。つまり、李白のこの詩では「雪_二会稽恥_一」ということが呉越の興亡を直接言うのではなく、屈辱を晴らすという事を意味しているのである。

本邦に史記が伝えられたのは古く、聖徳太子の十七条憲法には史記の影響が見られるとい⁽¹⁵⁾う。史記が漢書、後漢書と共に大学寮で盛んに学習されるようになるのは天平七（七三五）年に吉備真備が帰朝して後であると説かれている。宮廷における史記の進講も九世紀後半より行われている。

○是日。帝（清和天皇）始読史記。參議大江朝臣音人侍読。少内記惟良高尙為都講。（日本紀略、貞觀十七（八七五）年四月二十八日）

○右大臣（道真）宣。令從五位上行式部少輔兼文章博士藤原朝臣菅根講史記者。（類聚符宣抄第九「講書」昌泰二（八九九）年五月十一日）

○被_レ右大臣（道真）宣。偈。令文章博士從五位下三善宿祢清行講。竟前文章博士藤原朝臣菅根所讀遺之史記者。（同右、昌泰三年六月十三日）

吳越の興亡の故事を踏まえた「会稽之恥」という表現が本邦における漢詩文の中で用いられるのは、天平十二（七四〇）年八月に上表せられた藤原広嗣の「上文（聖）武天皇勅僧正玄昉等表」が管見に入った最古のものである。次にその一部を掲げる。

我聖朝之為_レ國也。光_レ宅日本。臨_レ長安_ニ而並明。包_レ括萬邦。對_レ唐王_ニ以爭雄。但唐王恒云。天無_レ兩日。地無_レ二主。無_レ大唐則日本。無_レ日本則大唐。豈有_レ東帝西帝者乎。遂挾_レ姦心。窺_レ我上國者。歲已長也。葢爾新羅虎狼爾。心含_レ會稽之恥。畜_レ勾踐之怨。祈_レ禱群望。構_レ禍國家者。日亦久乎。北狄蠱夷。西戎隼俗。狼性易_レ亂。野心難_レ馴。往古已來。中國有_レ聖則後服。朝堂有_レ變則先叛。（新訂増補國史大系本朝文集所収）

この他、次に掲げるような用例を拾うことができる。

○実平重申云。今別離者。後大幸也。公私_レ全命。廻計於外者。蓋_レ雪_レ會稽之恥_ニ哉_ニ。依_レ之皆分散。悲淚遮_レ眼。行步失_レ道_ニ。

（新訂増補國史大系所収吾妻鏡治承四年八月廿四日）

○大内冠者（惟義）飛脚軍參着。中云。去十九日西尙。与_レ平家餘党等合戦。逆徒敗北。討亡者九十餘人。（中略）惟義曰雪_レ會稽之恥。可_レ預_レ抽賞_ニ歟_ニ。（同右元暦元年八月二日）

○左衛門少尉源義経乍_レ恐申上候。意趣者。被_レ撰御代官其一。為_レ勳宣_ニ之御使。傾_レ朝敵。顯_レ累代弓箭之芸。雪_レ會稽恥辱。可_レ被_レ抽賞_ニ之處。思外依_レ虎口讒言。被_レ黙_レ止莫大之勳功。（同右元暦二年五月源義経書状）

○山門の大衆、六波羅へはよせずして、すぞろなる清水寺におしよせて、佛闍僧坊一字ものこさず焼きはらふ。是はさんぬる御葬送の夜の会稽の恥を雪めむが為とぞきこえし。（日本古典文学大系本平家物語「清水寺炎上」）

○源氏の勢、大將軍はうたれぬ、われさきにとぞ落行ける。平家は水嶋のいくさに勝てこそ、会稽の恥をば雪めけれ。（同右「水嶋合戦」）

○さても維摩卿の子息は何と候やらん。昔頼朝を相し給ひしやうに、朝の怨敵をもほろぼし、会稽の恥をも雪むべきものにて候か。（同右「六代被斬」）

○平家の兵、兵船を揃へし時に、熊野の別当の、権現の御剣を申（し）下して賜はりしを、信心を致したりしに依りてや、三年に朝敵を平らげて、義朝の会稽の恥をも雪ぎたりき。（日本古典文学大系本義経記「忠信吉野に留まる事」）

これらは総て吳越の興亡を踏まえ、過去の恥辱を雪ぐという意味で「雪_レ會稽_ニ之_レ恥」という表現が用いられている。この場合の「会稽」は越王勾踐が呉王夫差に囲まれた「会稽山」を指し、中国における用法と同じく、所謂地名（固有名詞）としての用法である。

ところが、本邦では単純に地名であるとはなし難い例がある。これは已に日本国語大辞典、佐藤喜代治氏の触れられる所であるが、今一度用例をもとに検討してみたい。先ず、真福寺本将門記の中より用例を掲げてみる。

(1) 承平五年十月廿一日 将門有運ウチノ既勝キトウ。良正無運リョウセイムウウン遂負也。

(中略) 然而依於会稽之深ニ尚カ竝敵対之心ニ。

(2) (経基) 仍ニ為報興世王将門等之会稽ニ。巧カマ、虚言於心中ニ。奏ス謀叛之由於太官ニ。

(3) 件介良兼不忘本意之怨ニ尚欲遂キ会稽之心ニ。

(4) 今件貞盛。将門会稽未遂ニ欲報ト難忘ニ。

(5) 内外之媿。成身内媿ニ会稽之報。遭ヒタリ会稽之敵ニ。

(1)(2)の例では「会稽(巻)」が「会稽之恥」或いは「会稽之怨」の意味で用いられていると考えられ、(3)(4)では「雪会稽之恥」の意味で用いられているようである。(5)の例は意味不明であるが、「会稽の恥を雪めむとするも逆に会稽の恥をかかされるに至った。」という意味であろうと思われる。このような、単に固有名詞(地名)としては解釈し切れない「会稽」の用法は他に次に掲げられるような例に見られる。

△「会稽之恥」の意味▽

○深更拾遺納言過云、今朝於左府門前、為「高僧」右衛門督軍被推折楯、

是既一日会稽、欲答報者、気色非常、忿怒無極、余再三陳不可

然之由、快諾退帰、兩卿門定有事賦。(大日本古記録小右記、

寛弘二年正月五日)

○武藏国畠山次郎重忠。且レ為報ニ平氏重恩。且レ為雪ニ由比浦会

稽。欲レ襲三浦之輩。(新訂増補国史大系吾妻鏡、治承四年八月廿六日)

△「雪会稽之恥」の意味▽

○有御仏名事、(中略)所衆武者所自去年御仏名夜有「脱字力」等事云々、

事未始之前、武者等打所衆徒者、事了後所衆等為会稽雖相待、

武者所成怖不参入、所衆分散後経数刻参入、(増補史料大成長

秋記、元永二年十二月十日)

○去平治二年正月。於禊禊之内。逢父喪之後。依継父一條

大藏卿長成之扶持。為出家登「山」鞍馬。至成人之時。頻

催ニ会稽之思。手自加ニ首服。恃「秀衡」之猛勢。下「向」于奥

州。歷「多」年也。(新訂増補国史大系吾妻鏡、治承四年十月廿一日)

○五郎申云。討「祐経」事。為雪「父」骸之恥。遂露「身」鬱憤之

志。自祐成九歳。時致七歳之年以降。頻挿「会稽」之存念。

片時無忘。而遂果之。(同右建久四年五月廿九日)

○今晚比企藤四郎右衛門尉能員。千葉平次兵衛尉常秀為「使節」俄

以上落。是前備前守行家。大夫判官「義頭」殘党等「今」在於

海道辺。伺「今」度御上落之次。欲「遂」入会稽本意之由。巷説出

来之間。依「可」為「路」次障「守」。先於「駅」々尋「聞」子細。事若

実者。廻秘計「可」擲取「之」旨。含「將命」云々。(同右建久六年二月十二日)

○昔唐の会昌天子、軍兵をもて仏法をほろぼさしめし時、清涼山の衆、合戦をいたしてこれをふせく。王権猶かくの如し。何況や謀叛八逆の輩においてをや。就「中」に南京は例なくて罪なき長者を配流せらる。今度にあらずは、何日か会稽をとげん。ね

がはくは、衆徒、内には仏法の破滅をたすけ、外には悪逆の伴類を退けば、同心のいたり本懐に足ぬべし。(日本古典文学大系本平家物語「南都牒状」)

異越の会稽山をめぐる興亡を踏まえた「雪_三会稽之恥_二」という表現は、形態の上では「之恥」を省略され、意味の上では「之恥」が包摂されて、「雪_三会稽_二」(吾妻鏡治承四年八月廿六日の例)のような表現を生み出している。更に「雪」をも形態の上では省略し、意味の上では包摂して「遂_三会稽之心_二」(符門記(8)の例)や「為_三会稽_二相待」(長秋記の例)のような表現を生じさせているのである。前者の変化は先に述べた「白波」以下の五語と同様の変化であると思われる。

六

いくつかの漢語を取上げて検討を加えてきた。その結果、色葉字類抄に別名(異名)として登載されている漢語のうち、本来固有名詞であり、ある特定の意味を表わすために句形式で表現されていたものの中には、形態上の省略、意味上の包摂によって、その意味用法を変化させているものがあることがわかった。更にその変化は「会稽」の例の検討により、独り別名(異名)という性格を有する漢語のみにかかわらず、本邦における漢語の意味用法の変化のひとつの型としてとらえることができそうであるという手掛りも得られたように思われる。

今回は固有名詞出自の漢語に限定しての検討であったが、このような、本邦における漢語の意味用法の変化の型という観点で考えてゆくなれば、固有名詞出自の漢語にのみ限定される意味用法の変化

であるとされるのではなく、いわば「A之B」→「A」という図式で表現し得る変化の型の中で、固有名詞出自以外の漢語も同様の変化をすると推測されるのである。

今後は右の問題をも含め、これらの意味用法の変化が生ずる時代がほぼ一定しているのか、或いは全く個々の漢語によって異なっているのかという問題、又、これらの意味用法の変化の原因について考察を深めてゆかなければならない。

注

- (1) 拙稿「白波——盜賊異名の成立——」広島大学文学部紀要第四十五卷、昭和六十一年一月。
- (2) 相坂一成「色葉字類抄の一語彙群」国語学三十三輯、昭和三十三年六月。
- (3) 拙稿「色葉字類抄における類書の内容」広島大学文学部紀要四十四卷、昭和五十九年十二月。
- (4) 「蓋領」は疊字部において「——名」注記せられていないが「泉_{イッ}」の下に「舒姑」「台山」とともに小書せられている所から泉の別名と考えられる。又、「洛川」は疊字部において「婦人名」と注記せられているが「美婦人」の下に「西施」「緑珠」とともに小書せられている。「西施」「緑珠」は疊字部において各々「美女名」「美婦人名」と注記せられている。俄かに断ずることはできないが、(美)婦人の別名と考えておく。
- (5) 中国文献での用例の調査に使用した辞書、索引類は次のとおりである(以下も同じ)。

大漢和辞典、佩文韻府、陸機詩索引(後藤秋正編著)、謝靈運

詩索引(興膳宏編)、謝宣城詩一字索引(塩見邦彦編著)、文選索引(斯波六郎編)、玉台新詠索引(小尾郊一・高志真夫編)、孟浩然詩索引(中国學術考究会編)、王昌齡詩索引(芳村弘道編)、李白歌詩索引(花房英樹編)、王維詩索引(京都大学中国語学中国文学研究室編)、杜詩(哈佛燕京学社引得特刊14)、岑參歌詩索引(新免恵子編)、白楽天詩(白楽天全詩集)佐久節訳註)、柳宗元歌詩索引(前川幸雄編)、李商隱詩索引(早稲田大学中国文学会李商隱詩索引編集班編)、世説新語索引附原文(高橋清編)、王羲之の書翰(森野繁夫・佐藤利行)

(6) 岡田正之『日本漢文学史』昭和四年九月、共立社書店。

(7) 文選及び文選諸注の本邦伝来については小尾郊一氏の全釈漢文大系26「文選一」(昭和四十九年六月、集英社)所載の解説に詳しい。

(8) 小島憲之『上代日本文学与中国文学』昭和三十七年九月、塙書房。

(9) 本朝文料からの用例は身延山久遠寺編刊『文化財本朝文料』上・下冊(汲古書院)よりヲト点を平仮名で、仮名を片仮名にて翻字する。

(10) 注(3)文献。

(11) 注(6)文献。桃裕行『上代学制の研究』昭和二十二年五月、吉川弘文館。

(12) 注(8)文献。

(13) 柿村重松氏の『本朝文料註釈』附録作者列伝には「藤原衆海亦その父祖を詳にせず。蓋し轉軻不遇、自ら貧居老生と称し

き。」とされている。又、後藤昭雄氏は『平安朝漢文学論考』

(昭和五十六年九月)所収「桜鳥忠信落書について」の中で、衆海と忠信がほぼ同時代の人物であったとされる。氏の御論によると天曆より天徳の頃、ともに大学寮にて不遇を嘆いていた人物となる。なお、この落書において、「銅山」の対として「金穴」が使用されている所からして或いは衆求の「鄧通銅山、郭況金穴」を踏まえたものかもしれない。

(14) 用例は三保忠夫・三保サト子編著『雲州往来』(原稿本)研究と総索引 本文・研究篇(昭和五十七年三月、和泉書院)による。

(15) 注(6)文献。

(16) 注(1)桃氏文献。

(17) この表は続日本紀卷十三に「大宰少貳從五位下藤原朝臣広嗣上表。指時政之得失。陳天地之災異。因以除僧正玄昉法師。右衛士督從五位上下道朝臣真備為言。」(新訂増補四史大系)とあるように僧玄昉と下道真備(吉備真備)を除くことを請うものである。

(18) 『日本の漢語』(一〇二頁)昭和五十四年十月、角川書店。

〔附記〕

本稿を成すにあたり小林芳規先生に御教示・御助言を賜った。記して深謝申し上げる。

— 広島大学文学部助手 —